

神奈川県造林補助事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、民有林の所有構造の零細、分散性を考慮し、相当規模の地域を単位とした植栽から保育にいたる一貫した造林事業を森林施業の集約化や路網整備を通じて、施業の低コスト化を図りつつ計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、林業生産基盤の整備、林業従事者の雇用の安定及び森林の有する公益的機能の高度発揮を図り、もって森林資源の充実と山村地域の振興に資するために、森林所有者や森林組合等が行う造林事業の推進に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(事業区分等)

第2条 事業区分、事業内容、事業規模及び事業主体（以下「事業区分等」という。）は別表1に定めるとおりとする。

2 前項に定める事業内容及び対象となる範囲は別表2に定めるとおりとする。

(排除措置)

第3条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、次の各号に該当するものは補助金交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - (3) 法人のうち、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの。
 - (4) 法人格を持たない団体のうち、代表者が暴力団員に該当するもの。
- 2 知事は、補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(事業の実施)

第4条 事業主体は、知事の定める森林環境保全整備事業計画及び森林環境保全整備事業に関する計画に従って事業を実施しなければならない。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。

- 2 補助率は、10分の5以内とする。ただし、高齢級間伐促進事業については、10分の7以内とする。
- 3 各事業の査定係数は、別表3のとおりとする。ただし、高齢級間伐促進事業については適用しないものとする。
- 4 標準経費は、事業内容ごとに別表4に掲げる経費を対象とし、その算定に当たっては、標準単価に事業量を乗じて求める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として事業の終了後速やかに補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。また、補助金交付申請の期限については、下掲りは9月30日までとし、その他の事業は2月末日までとする。

- 2 知事が特に必要と認めた場合は、前項の規定に係わらず事業完了前に補助金交付申請ができるものとする。なお、この場合、交付決定の通知を受理した日から10日以内であれば、申請の取り下げができるものとする。

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前2項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 事業主体は、補助金の交付申請及び受領等の補助金に関する事務を第三者に委任することができる。
- 5 補助金交付申請書に記載すべき事項及び添付書類は別表5のとおりとし、必要に応じて別表6の書類を添付すること。
- 6 森林作業道の開設及び復旧の終了と人工造林、間伐等の終了期間が異なる場合には、補助金交付申請はそれぞれの事業の終了の時期ごとに区分して行うことができる。
- 7 本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。
- 8 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）又は同法第51条第1項に規定する権利集積配分一括計画（以下「一括計画」という。）に基づいて行う場合は当該計画ごとの要綱第2条に定める事業内容等の要件を満たす施行地のまとまりを単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。
 - (1) 当該複数の事業主体が共同して行う方法
 - (2) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と本条第4項に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法
 - (3) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、本条第4項に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法
- 9 事業主体は、複数の申請単位（前項に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、別表5に定める交付申請に係る書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。また、それにより一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項の規定による条件は次のとおりとする。

- (1) 事業主体は成林に必要な管理に努め、火災その他災害があったときは、すみやかに知事にその状況を報告しなければならない。
- (2) 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令の規定を遵守して事業を実施すること。
- 2 補助金の返還については、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知）に基づき行うものとする。
 - (1) 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。
 - (2) 森林環境保全直接支援事業のうち、森林経営計画等に基づいて行った事業について、当該森林経営計画等の認定の取消を受けた場合は、交付決定を受けた補助金額（森林経営計画等以外の査定係数が適用される場合は、その査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還しなければならない。なお、森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画等に基づいて行うものについては、原則として、当該事業で実施される施業の開始時点までに、当該施業が当該森林経営計画等において計画されていること。
 - (3) 事業主体は、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（特定機能回復事業

(別表 1 の 2 の (2) の 3) においては緩衝林帯の整備に係るものを除く。) にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね 10 年を経過するまでの間) に次に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。

ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は、補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為

イ その他補助目的を達成することが困難となる行為

(4) 事業主体は、前項に掲げる期間内に住所又は氏名を変更したときは、文書をもってその旨を届出なければならない。

(5) 事業主体は、更新伐及び防火林帯整備を行った場合、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して 2 年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐及び防火林帯整備に係る補助金相当額を返還しなければならない。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

(6) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。ただし、当該一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

(7) 「面的複層林施業の実施について」(令和 6 年 3 月 29 日付け 5 林整整第 925 号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。)における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して 10 年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還しなければならない。

(8) 事業主体は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除額報告書(第 2 号様式)(以下「報告書」という。)をすみやかに知事に提出しなければならない。また、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、これを補助額から減額する必要がある場合には、その全部又は一部を減額又は知事に返還しなければならない。

(9) 森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあっては、本項 2 の第 2 号と同様の取扱とする。

(10) 第 2 号のうち実施権配分計画及び一括計画に基づいて行うものについて、次に掲げる日から起算して過去 5 年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額(別表 3 の 1 (2) に掲げる査定係数が適用される事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、当該事業が別表 3 の 1 (3) に掲げる査定係数が適用される場合にあってはその査定係数を適用して算定される補助金相当額との差)を返還すること。

ア 実施権配分計画に基づいて行うものについて、当該計画が同法第 40 条第 1 項及び第 2 項各号の規定により取消しとなった場合は、当該取消しを受けた日

イ 一括計画に基づいて行うものについて、当該計画が同法第 52 条第 2 項の規定により適用される同法第 40 条第 1 項及び第 2 項各号の規定により取消しとなった場合は、当該取消しを受けた日

ウ 一括計画に基づいて行うものについて、同法第 52 条第 1 項の規定による公告があった一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者(同法第 43 条第 3 項第 2 号に掲げる適合事業者をいう。)が計画に基づく施業ができない場合は、当該計画に基づく施業ができないと認められた日

(完了報告)

第 8 条 第 6 条第 2 項の規定により補助金交付決定通知を受けた者は、事業の完了後 10 日以内に事業完了報告書(第 3 号様式)を知事に提出しなければならない。

2 事業完了報告書に記載すべき事項及び添付書類は別表 5 及び別表 6 のとおりとする。

3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、第 1 項の事業完了報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が

明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法、積算の内訳等を記載した書類を事業完了報告書に添えて提出しなければならない。

(精算報告)

第9条 第6条第4項の規定により委任を受けた者は、補助金受領後20日以内に事業主体にこれを交付し、精算報告書(第4号様式)を交付終了後20日以内に知事に提出しなければならない。

(書類の整理)

第10条 事業主体は、別表5及び別表6に掲げるもののほか、別に定める書類等並びに補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿(以下「証拠書類等」という。)を整備しなければならない。

2 事業主体は、前項に掲げる証拠書類等を、当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して10年間保存しなければならない。

3 事業主体が法人その他の法人である場合であって、前項に規定する帳簿及び証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者(権利義務を継承する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(書類の提出先及び部数)

第11条 第6条、第8条、第9条の規定による書類の提出先は、事業実施箇所を所轄する各地域県政総合センター所長又は横浜川崎地区農政事務所長とする。

(適用の除外)

第12条 本要綱の規定は、神奈川県市町村事業推進交付金交付要綱における造林事業の交付事業については適用しないものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県林業形成促進事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月７日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

事業区分	事業内容	事業規模	事業主体
1 森林環境保全直接支援事業	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 間伐 コ 更新伐 サ 付帯施設等整備 (7) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 シ 森林作業道整備	a 事業内容のア～コについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 b ケ、コについては、前項に加えて、森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「間伐等特措法」という。）第 5 条第 1 項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）、実施権配分計画又は一括計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が 1ha 当たり 10 m ³ 以上であること。	① 市町村等（一部事務組合及び財産区を含む。以下同じ。） ② 森林所有者（分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 2 条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあつては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。以下同じ。） ③ 森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会。以下同じ。） ④ 森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの、以下「森林整備法人等」という。） ⑤ 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等（以下「特定非営利活動法人」という。） ⑥ 森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。） ⑦ 森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。） ⑧ 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者（以下「特定間伐等実施主体」という。） ⑨ 森林経営管理法第 36 条第 2 項又は第 44 条第 2 項の規定により神奈川県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）
2 特定機能回復事業			
(1) 被害森林整備 気象害等による被害森林であつて、自助努力等によつては適切な整備が期待で	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし	事業内容のア～ケについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。	① 市町村 ② 森林所有者 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人等

きない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等とする。		オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 （ア）鳥獣害防止施設等整備 （イ）林内作業場及び林内かん水施設整備 （ウ）林床保全整備 （エ）荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備		⑤ 特定非営利活動法人等 ⑥ 森林経営計画策定者 ⑦ 民間事業者
（2）林相転換特別対策 自助努力では伐採・植替え等の整備が進まない森林について、事業主体が森林所有者等と協定に基づいて実施する 1)～3) の施業とする。	1) 花粉発生源タイプ 林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林において実施するア～キの施業。	ア 一貫作業 イ 人工造林 ウ 樹下植栽等 エ 下刈り オ 更新伐 カ 付帯施設等整備 （ア）鳥獣害防止施設等整備 （イ）林内作業場及び林内かん水施設整備 （ウ）林床保全整備 キ 森林作業道整備	a 事業内容のア、イについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 b ア・オについては、1 伐区当たりの面積の上限はおおむね 2ha とし、伐区については連たんしないものとする。 c 次に掲げる全ての要件に該当すること。 （a）「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき神奈川県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において行うものであること。 （b）林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。 （c）伐採による著しい土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。	① 市町村 ② 森林組合等 ③ 森林整備法人等 ④ 特定非営利活動法人等 ⑤ 民間事業者
	2) 林野火災対策タイプ 林野火災の危険度が高い地域において森林の防火機能の向上を図るために実施するア～サの施業。	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 防火林帯整備 コ 付帯施設等整備 （ア）鳥獣害防止施設等整備 （イ）林内作業場及び林内かん水施設整備 （ウ）林床保全整備 （エ）荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備	a 事業内容のア～ケについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 b ケにおける伐採は帯状伐採とし、その幅は樹高の 2 倍程度までとすること。 c 次に掲げる全ての要件に該当すること。 （a）林野火災特別地域対策事業の実施について（昭和 45 年 6 月 16 日付け 45 林野保第 215 号林野庁長官・消防防第 344 号消防庁長官通知）に基づく林野火災特別地域において行うものであること。 （b）事業を実施する都道府県又は市町村の地域防災計画等に防火林帯と一体となった林野火災防止対策が位置づけられていること。 （c）事業実施後に当該防火林帯を管理する者が書面に	① 市町村 ② 森林組合等 ③ 森林整備法人等 ④ 特定非営利活動法人等 ⑤ 民間事業者

			において明らかになっていること。 (d) 防火林帯は林道等の周辺で整備するものであること。 (e) 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。	
	3) 野生鳥獣被害対策タイプ 野生鳥獣の頭数管理及びすみ分けに取り組む自治体において生息環境整備のための針広混交林化や広葉樹林化、野生鳥獣の生活圏への出没を防ぐことを目的とした緩衝林帯の整備のために実施するア～スの施業。	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 間伐 コ 更新伐 サ 緩衝林帯整備 シ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 ス 森林作業道整備	a 事業内容のア～サについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 b 緩衝林帯の整備については、林縁から幅 10m 以上で実施すること。 c 次に掲げる全ての要件に該当すること。 (a) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく第二種特定鳥獣管理計画又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）に基づく被害防止計画、及びこれらの計画に準ずる市町村等が作成する地域の鳥獣被害対策に係る計画又は地域の鳥獣被害対策に関する内容が含まれる計画（確実に位置づけられる見込みであるものも含む）において、頭数管理及び人の生活圏との棲み分けに係る対策が位置づけられていること。 (b) 野生鳥獣による人身・生活環境等への被害対策として、棲み分けなどのゾーニングの考え方、針広混交林化や広葉樹林化を行う区域や整備の考え方、緩衝林帯の整備の方針や実施箇所及び方法、管理者や管理の方針を盛り込んだ事業実施方針があること。 (c) 事業実施後に当該緩衝林帯を管理する者が書面において明らかになっていること。	① 市町村 ② 森林組合等 ③ 森林整備法人等 ④ 特定非営利活動法人等 ⑤ 民間事業者
3 高齢級間伐促進事業	高齢級間伐		1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。	① 市町村 ② 森林所有者 ③ 森林組合等 ④ 特定非営利活動法人等 ⑤ 森林所有者の団体 ⑥ 森林経営計画策定者 ⑦ 特定間伐等実施主体 ⑧ 民間事業者

			⑨ 認定事業体（「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき作成した改善計画を知事に認定された事業体）および認証生産者（かながわ森林・林材業活性化協議会が定める、かながわ県産木材産地認証制度の規定により生産者認証を受けた素材生産者）
--	--	--	---

（注1）事業主体のうち、被害森林整備又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）を実施する市町村に当たっては、自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。

（注2）事業主体のうち、被害森林整備又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者等に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。

（注3）事業主体のうち、被害森林整備を実施する森林所有者に当たっては、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。

（注4）事業主体のうち、森林経営計画策定者に当たっては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。

別表 2 (第 2 条の 2 関係)

事業内容	対象となる範囲
ア 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去。 ただし、別表 1 の 2 の (2) の 1) において行う地拵えに含むことのできる経費は、機械地拵えとする。また、植栽は 1 ha 当たり 2,000 本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。
イ 樹下植栽等	次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する整備。 (ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が 3 齢級以上の林分（面的複層林施業通知に定める面的複層林施業の対象森林にあつては上層木が 10 齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。 (イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。
ウ 下刈り	植栽により更新した 2 齢級以下（複層林においては下層木が 5 齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した 8 齢級以下（複層林においては下層木が 8 齢級以下）の林分で行う雑草木の除去。
エ 雪起こし	植栽により更新した 5 齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した 8 齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（オ 倒木起こしに該当するものを除く。）。
オ 倒木起こし	植栽により更新した 5 齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし。
カ 枝打ち	次の (ア) ～ (ウ) のいずれかに該当する枝葉の除去。 (ア) 6 齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去 (イ) 12 齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去 (ウ) 18 齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去
キ 除伐	下刈りが終了した 5 齢級以下（天然林にあつては 12 齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰。
ク 保育間伐	12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰。ただし、別表 1（第 2 条関係） 2 の (1) においては搬出集積（被害木を含む。）を含むことができる。
ケ 間伐	12 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね 5 割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね 100 分の 95 以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に 2 を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積。
コ 更新伐	18 齢級以下の林分又は標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は 10 齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）及び巻枯らし。
サ 一貫作業	標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して行う一貫作業。なお、植栽については、1 ha 当たり 2,000 本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び神奈川県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。
シ 防火林帯整備	防火林帯の整備を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積とする。 なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 200 m ³ を上限とする。
ス 緩衝林帯整備	野生鳥獣被害対策として、緩衝林帯の整備のために行う不用木（侵入竹を含む。）の除去。
セ 付帯施設等整備のうち	アからサの事業内容のうち別表 1 の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。
(1) 鳥獣害防止施設等整備	次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する鳥獣施設等の整備。 (ア) 施設等整備

	健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備。 (イ) 施設改良 既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良。
(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備。
(3) 林床保全整備	造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備。
(4) 荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、事業内容欄のアからコまでのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。
ソ 森林作業道整備	神奈川県森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当する森林作業道の整備。 (ア) アからサの事業内容のうち別表１の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。 (イ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの。
タ 高齢級間伐	適正な密度管理を目的として、８齢級以上の人工林で繰り返し実施する抜き伐りとする。ただし、別に定める地域水源林エリア内の森林で行うものに限る。

別表3（第5条関係）

事業名	査定係数
1 森林環境保全直接支援事業	(1) 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画等に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り：180 (2) 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するもの：170 (ア) 森林経営計画等に基づき行う事業（(1)に規定する査定係数180で行うものを除く。また、(1)の(ア)の施行地における4回以降の下刈りも含む。） (イ) 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの (ウ) 森林作業道の復旧（別表2アからサの施業と一体的に実施するものを除く。） (3) 次の(ア)又は(ウ)のいずれかに該当するもの：90 (ア) 人工造林及び樹下植栽等について、森林法第10の8、第10の9に基づく伐採及び伐採後の届出書（以下「伐採造林届書」という。）に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出書を要しない場合を含む。） (イ) 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(1)及び(2)の(ア)に該当しないもの (ウ) その他
2 特定機能回復事業 被害森林整備 林相転換特別対策	170 (1) 別表1の2の(2)の1の事業内容のうち一貫作業並びにそれと一体的に行う付帯施設整備、森林作業道整備及び同施行地における3回までの下刈り：180 (2) 別表1の2の(2)の1の事業内容のうち更新伐、樹下植栽、人工造林及び同施行地における下刈り、一貫作業の施行地における4回以降の下刈り並びにそれらと一体的に行う付帯施設等整備及び森林作業道整備：170

別表4（第5条関係）

事業内容	対象因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、雑草木除去費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（特定機能回復事業に限る。）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
一貫作業	支障木等伐倒費、搬出集積費、地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
防火林帯整備	不用木除去費、不良木淘汰費、支障木等伐倒費、搬出集積費
緩衝林帯整備	不用木除去費
付帯施設等整備のうち 鳥獣害防止施設等整備	工作物設置費
付帯施設等整備のうち 林床保全整備	工作物設置費
付帯施設等整備のうち 荒廃竹林整備	竹伐倒費、集積整理費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費
高齢級間伐	抜き伐りに要する経費

(注意事項)

- 苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。
- 搬出集積費は、作業地点までの搬出集積を含むものとする。
- 一貫作業における地拵え費は、機械地拵え費とする。

別表 5（第 6 条及び第 8 条関係）

区分	添付書類
第 6 条第 1 項に係る申請	(1) 内訳表（別紙 1）
第 6 条第 2 項に係る申請 （事業完了前の申請）	(2) 位置図（別紙 2） (3) 施業図（別紙 3） (4) 現地写真 (5) 測量野帳
第 8 条第 1 項に係る報告 （事業完了前の申請の完了報告）	(6) 安全チェックシート（第 5 号様式） (7) 「みどりチェック」チェックシート（第 6 号様式）
第 6 条第 4 項に係る申請 （委任申請）	(1) 内訳表（別紙 1） (2) 位置図（別紙 2） (3) 施業図（別紙 3） (4) 現地写真 (5) 委任状（別紙 4） (6) 測量野帳 (7) 安全チェックシート（第 5 号様式） (8) 「みどりチェック」チェックシート（第 6 号様式）

（留意事項）

1 現地写真について

- (1) 原則として、位置情報が記録されたもの。
- (2) 事業の施行地ごとに、事業の必要性や実施した内容がわかるよう、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影すること。
- (3) 下刈りについては必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとし、人工造林を実施した施行地で 4 回目以降に下刈りを実施する場合は、必要性を証するに足る写真その他の資料を整備すること。
- (4) 施行地の位置、区域、面積、施業状況が分かるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下同じ。）等を提出する場合は、別表 5 の (2) から (4) までの書類について省略することができる。

2 施業図（別紙 3）について

森林作業道の開設又は復旧を行った場合は、線形等の必要事項を記載するものとする。

3 委任状（別紙 4）について

事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。

4 測量野帳について

既に検査に合格した施行地で、県が当該施行地の位置、区域、面積等を GIS 等で管理し、活用できる情報のある施行地について申請する場合を除く。また、オルソ画像等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータも同様とする。

5 安全チェックシート（第 5 号様式）について

事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、請負者が記入するものとする。ただし、過去 1 年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、当年度中に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。保存期間については、その他の申請書類と共に必要期間保存すること。

6 「みどりチェック」チェックシート（第 6 号様式）について

提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。ただし、当年度中に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、当年度中に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。

別表6（第6条関係）

必要な場合	添付すべき書類	様式例	備考
森林作業道の開設を行う場合。	神奈川県森林作業道作設指針別添森林作業道作設に係るチェックリスト		
森林作業道の復旧を実施する場合。	森林作業道復旧理由説明資料		森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料。
伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の林分で保育間伐を行った場合。	平均胸高直径調査表	別紙 5	施業前に調査した結果を記した平均胸高直径調査表を添付。
搬出を伴う間伐又は更新伐を行った場合。	搬出材積集計表	別紙 6（搬出材積集計表）及び別紙 8（搬出数量検知野帳）	出荷先の入荷伝票、もしくは出荷伝票等がある場合は伐採木の搬出材積集計表、その他の場合は搬出数量検知野帳を添付。
社会保険料等の間接費を加算する場合。	現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表	別紙 7	加入状況調査表を添付すること。ただし、直営施行等であって、年度当初に当該事業にかかわる現場労働者の社会保険等の加入状況を一括して確認できる場合等にあつては添付を省略することができる。
事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合。	受委託契約書（写）又は請負契約書（写）		事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。
市町村が請負に付して実行した事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合。	実行経費内訳書		交付申請時点で、別表 2 に記載された事業内容のうち、標準単価の設定がないものを実施する場合を含む。
分収林契約が締結されている場合。	分収林契約等（写）		
特定機能回復事業を行った場合。	森林所有者等との森林整備に関する協定書等（写）		事業主体が自ら所有する森林において事業を実施する場合は除く。
人工造林及び樹下植栽等を行った場合。	伐採造林届出書等（写）		伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しない旨を示す書類等を添付。
事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合。	施業実施協定書（写）及び団体規約（写）		
植栽を伴う事業を実施する場合。	樹苗認定証紙		
資材を伴う事業を実施する場合。	納品伝票（写）		
4 回目以降の下刈りを行う場合。	4 回目以降の下刈りの必要性に係る確認について	別紙 9	

第1号様式

補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

住所
郵便番号

フリガナ
氏名 { 法人にあつては、名称及び
代表者氏名 }

生年月日 H.S.T 年 月 日生
性 別 男 ・ 女

年度造林補助事業（ ）について、補助金の交付を受けたいので
関係書類を添えて申請します。

【※申請者が法人以外の場合は以下を記載する。】

神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

【※申請者が法人の場合は、別表を添付する。】

第 1 号様式別表

役 員 等 氏 名 一 覧 表

年 月 日現在の役員

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、記載された全ての者は本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意しております。

団 体 名
代表者氏名

年度 補助金交付申請内訳表

市町村名	申請者名

申請単位番号	整理番号	申請番号 (コード番号)	施行地番号	施行地 (大字・地番)	事業主体名 (所有者名)	作業員の雇用の有無	事業内容 (工種)	施工条件	樹種	林齢 (植栽年度)	数量 (面積：ha・延長：m)	伐採率 (%)	森林経営計画	特定間伐促進計画	実施権配分計画	図面番号	育単・育複の別	計画策定 (変更) 時期	施業期間	林班	適用する単価表	備考	通し番号 ※センター記入欄

注 1：地番及び所有者は、原則として、林地台帳、森林経営計画、不動産登記簿等に記載されているものとする。

注 2：施行地欄は〇〇番地外〇筆の表記で足りるものとする。

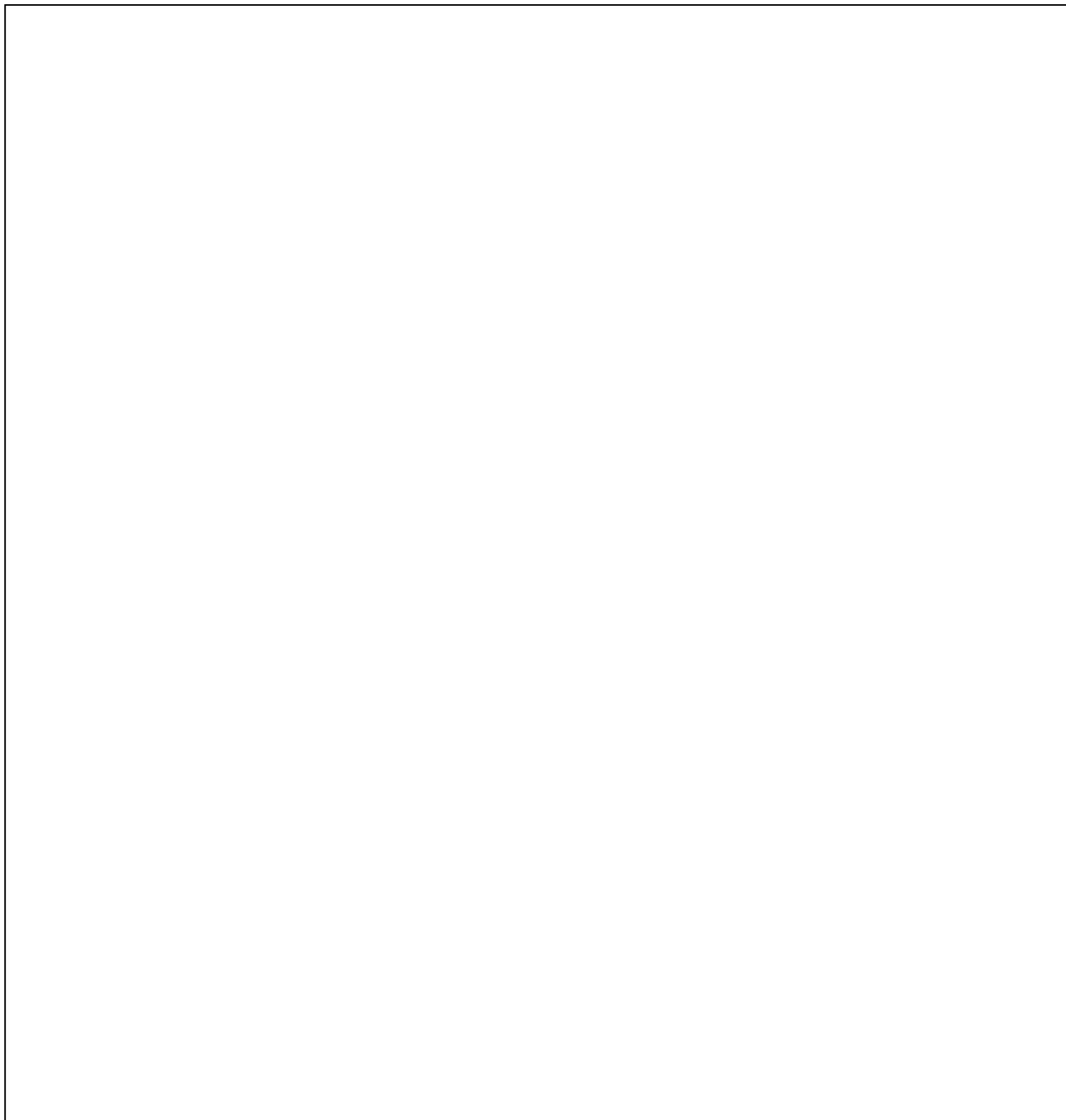
注 3：申請単位番号は、一体的に実施すべき事業であって同時期に実施するものについて、一括したものを単位として付するものとする。

なお、森林経営計画等に基づいて行う場合は当該計画ごと（当該経営計画対象林班内及び隣接林班内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。）とする。

位 置 図

1 ○○郡○○町○○地内

縮尺 1／○○,○○○

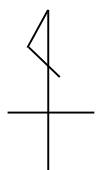


注 1 : 施行箇所の申請番号を○印で囲み表示すること。

注 2 : 図面は、5 万分の 1 地形図又はこれに準ずるものであること。

施 業 図

市町村名	林班	事業名	事業内容
施行地	樹種（林齢）	数量 （h a /m）	所有者



縮尺 1/〇〇, 〇〇〇

- 注 1：施行地欄は、該当する施行地の地番をすべて記載する。
- 注 2：施業図は、原則実測による。ただし、実測図と同等の精度の図面（過去の測量図面や森林計画図等）を用いることも可能。実測図と同等の精度の図面の使用に際しては、現地検査において検査員から主要測点の復元を求められた場合は、事業主体が復元できるものに限る。）
- 注 3：除地（1 か所 0.01ha 以上）があるときは図示する。
- 注 4：縮尺は、1 ha 未満 1/1,000、1～5 ha 1/3,000、5 ha 以上 1/5,000 を目安とする。
- 注 5：周辺の地形地物等の特徴を略記する。
- 注 6：間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。
- 注 7：森林作業道の開設又は復旧を行った場合は、線形等の必要事項を記載する。
- 注 8：別紙とする場合には、図面に用紙サイズ、縮尺、方位を記載する。

別紙 4

造林補助事業（ ） 補助金交付申請委任状及び精算依頼書

私たちは、 森林組合長 を代理人と定め、次の 1 及び 2 の事項を
委任し、3 の事項を承諾します。

年 月 日

- 1 補助金の交付申請等に関する事務。
- 2 県から交付される造林事業補助金の請求及び受領に関すること。
- 3 補助金から下記の代金を相殺されること。
 - (1) 補助金事務取扱手数料
 - (2) 当該事業に使用した苗木代等の事業資材の立替代金又は売払代金
 - (3) 当該施行地の森林保険料
 - (4) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるもの
の実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意し
ているもの

申請 番号	住 所	氏 名	申請 番号	住 所	氏 名

注 1：申請番号は、補助金交付申請書に添付する申請内訳書【別紙 1】の申請番号と一致させる。

注 2：日付は、委任者全員の委任が完了した日とする。なお、補助金交付申請書の提出以前の
日付であること。

平均胸高直径調査表

樹種・林齢

年生

標準地 胸高直径		①	②	③	④	⑤	⑥	本数計	直径合計
6	本数								
8	本数								
10	本数								
12	本数								
14	本数								
16	本数								
18	本数								
20	本数								
22	本数								
24	本数								
26	本数								
28	本数								
30	本数								
32	本数								
34	本数								
36	本数								
38	本数								
40	本数								
合計	本数							(B)	(A)

平均胸高直径 : (A) cm ÷ (B) 本 = (C) cm (小数第3位四捨五入)

※調査表の証拠書類は補助金申請書への添付は任意とする。(ただし、これらの書類は、事業主体が保管すべき補助金交付申請関係書類である)。

搬出材積集計表

申請単位番号

整理 番号	施行地	面積 (ha)	搬出重量 (t)	搬出材積 (m ³)	証明書等	搬出方法
計		(A)		(B)		

1 ha 当り搬出材積： (B) m³ ÷ (A) ha = m³/ha

注 1：証明書、写真等の証拠書類は補助金申請書への添付は任意とする。(ただし、これらの書類は、事業主体が保管すべき補助金交付申請関係書類である)。

注 2：神奈川県森林組合連合会が発行する清算書等の取引書類(以下「取引書類」という。) 1 通あたり、1 行に記載する。

注 3：重量で取引した場合は、取引書類 1 通あたりの合計重量を「搬出重量」の欄に記載し、これに係数 1.30 を掛けて搬出材積に換算する。

社会保険等の加入実態状況調査表

通し番号	
------	--

作業種 :

事業実施期間: 年 月 日～ 年 月 日

作業者名	労災 保険		雇用 保険		健康 保険		厚生年 金保険		退職金共済				計	直営 請負 別	備考 （常用・ 臨時・再 雇用別）	申請 番号
									中退共		中退共 以外					
	加 入	6 点	加 入	1 点	加 入	5 点	加 入	10 点	加 入	3 点	加 入	2 点				
													点			
													点			
													点			
													点			
													点			
													点			
													点			
													点			
													点			
													点			

合計人数 人

合計 点

平均 点

適用加算率 %

平均点数	適用加算率
1 点以上 7 点未満	3 %
7 点以上 13 点未満	10 %
13 点以上 23 点未満	13 %
23 点以上	18 %

注 1 : 証明書等の証拠書類は補助金申請書への添付は任意とする。(ただし、これらの書類は、事業主体が保管すべき補助金交付申請関係書類である。)

搬出数量検知野帳

整理番号	野帳番号		検知年月日		
市町村名			検知者名		
施行地					
搬出者名・団体名					
長さ (m)	末口径 (cm)	本数 (正字)	本数計 (本)	単材積 (m ³)	材積 (m ³)
計					

注 1 : 検知野帳、写真等の証拠書類は、補助金申請書への添付は任意とする。(補助申請者が保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。)

4回目以降の下刈りの必要性に係る事前確認について

令和 年 月 日

作成者 (組織名)

(代表者氏名)

項 目	記 入 欄
交付決定通知書 番号及び年月日	
箇所名	市町村 ・ 大字 ・ 字 ・ 地番
面積	〇.〇ha
樹種	
植栽密度	本/ha
下刈り実績	〇回 (R〇、R〇、R〇・・・)
現地確認日	令和 年 6・7・8 (該当月に〇) 月 日
競争状態	☐ 雑草木の高さを超える植栽木の割合が8割未満 ☐ 夏以降に、雑草木の高さを超える植栽木の割合が8割未満となる見込み
植栽木の 平均樹高	0.5m未満 1.0m未満 1.5m未満 2.0m未満 2.0m以上
雑草木の タイプ	ササ類 キイチゴ類 ススキ 草本類 その他木本類
雑草木の最大高 さ(年内の見込 み)	〇m
下刈り実施 予定日	令和 年 月 日 頃
現地写真	別紙のとおり

上記の下刈り予定箇所について現地を確認し、4回目以降の下刈りの必要性を認めました。

確認日 令和 年 月 日

確認者 〇〇地域県政総合センター 〇〇課 担当者

年 月 日

神奈川県知事 様

住 所

氏 名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称及び} \\ \text{代表者氏名} \end{array} \right)$

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた造林補助事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 | ・ 無 |
| (2で「無」を選択の場合は以下不要) | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| (3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要) | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

注1：別紙として積算の内訳を添付すること。

注2：補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

第3号様式

造林補助事業完了報告書

年 月 日

神奈川県知事 様

住所

氏名

年 月 日付けで補助金の交付の決定の通知があった造林補助事業（ ）
について、年 月 日に完了したので関係書類を添えて報告します。

年 月 日

神奈川県知事 様

代理人

年度造林補助事業（ ）補助金精算報告書

外 名より委任を受けて受領した 年度造林補助事業（ ）補助金について、次のとおり精算しましたので報告します。

補助金交付決定額			円								
補助事業者数			人								
受領年月日			年 月 日								
番号	氏名	補助金 交付決定額	控 除 内 訳				補助金 交付額	交 付 方 法			交付年 月日
			森林 保険料	手数料 (金額)	(%)	その他	計	銀行 等	直 渡	そ の 他	

補助金を20日以内に補助事業者を支払できなかった場合は、その理由と今後の処理方法を具体的に書くこと。

事業者向け 安全チェックシート

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他 ()
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 －:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1- (1)	人的対応力の向上	
1- (1) -①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1- (1) -②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1- (1) -③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1- (1) -④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1- (1) -⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1- (1) -⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1- (2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1- (2) -①	関係法令等を遵守する。	
具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 －:該当しない

1- (2) -②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1- (2) -③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1- (2) -④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1- (2) -⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1- (2) -⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1- (3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1- (3) -①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1- (3) -②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1- (3) -③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1- (4)	作業環境の改善	
1- (4) -①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1- (4) -②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1- (4) -③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1- (4) -④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1- (4) -⑤	4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。	
1- (5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 －:該当しない
1- (5) -①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1- (5) -②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	

2	事故発生時に備える	
2- (1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2- (1) -①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2- (2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2- (2) -①	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。	
2- (3)	事故時の事業継続のための備え	
2- (3) -①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

事業者向け 「みどりチェック」 チェックシート

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他 ()
記入日	令和 年 月 日

・ 交付申請時に、事業実施期間中に取り組んだ各項目の内容にチェックを入れてください。

具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	エネルギーの節減	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	害虫の発生防止	
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
5-	生物多様性への悪影響の防止	
5- (1)	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める。	
5- (2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
6-	環境関係法令の遵守等	
6- (1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
6- (2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
6- (3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
6- (4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

注) 5-(1)の関係法令の遵守について、対象は、森林法(昭和26年法律第249号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化

の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）とする。